

平成18年9月21日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 大久保良彦

平成18年(ワ)第4631号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成18年8月1日

判

決

[REDACTED]
原 告

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

[REDACTED]
被 告

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1億2310万円及びこれに対する平成17年1月18日から支払すべきまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

- (1) 被告は、ワインザージャパン株式会社（以下「訴外会社」という。）の取締役であった者である。
- (2) 平成16年8月に、原告は訴外会社の従業員である[REDACTED]から電話で未公開株の購入の勧誘があり、日本メディカルサービス株式会社の株を買ってはどうか、将来、株式公開されて大きな利益を生むという話を受け、その後、訴外会社から挨拶文書、日本メディカルサービス株式会社の新規上場に関する資料が送付されてきた。この際は、原告は訴外会社に投資しなかった。

- (3) 平成 16 年 9 月下旬、原告は、訴外会社の従業員である [] から電話を受け、中国政府関連の中国債券の購入を勧められ、訴外会社に対し、同月 30 日までに合計 50 万円を、同年 10 月 27 日に 700 万円を支払った。以後、別紙一覧表記載のとおりの銘柄の株式を訴外会社から買い取り、振込金額欄記載の金員合計 1 億 1190 万円を訴外会社に支払った。
- (4) 別紙一覧表記載の株式のうち、日本メディカルサービス株式会社は、上場していないし、同社の実際の稼働状況すら判然としない。大塚製薬株式会社の株式は、公開を予定しておらず、株式譲渡制限があり、名義書換をしない。アース製薬株式会社の株式は、平成 17 年 1 月 30 日に東京証券取引所に上場されたが、その公募価格は 2000 円、上場初値は 3000 円であったのに、原告は訴外会社から 7 万円又は 8 万円で購入した。日本証券業協会は、加盟している証券会社に対して、グリーンシート銘柄でない未公開株式の取引は、その価値の客観的な評価が困難であるから、禁止している。訴外会社ないし [] の行為は、株式取引の経験もなく、アース製薬株式会社に関する情報を入手する能力もない原告に対し、その価値を大きく上回る価格で同社の株式を譲渡した行為であり、不法行為に該当する。
- (5) 平成 17 年 3 月 16 日、原告は、[] によるアース製薬株式会社に関する情報に不安を抱き、訴外会社を訪れたが、その際に、被告が原告に対応した。被告は、訴外会社の詐欺的な取引の一翼を担っており、共同不法行為による責任を負う立場にある。
- (6) 被告は、訴外会社の取締役であり、代表取締役等の業務執行行為全体に対する監視監督義務を負っている。それは、会社に出資しなかったり、報酬を得ていないことによって変容するものではない。
- 訴外会社は、上記のとおり、詐欺的な未公開株式商法を行っていたのであり、その業務執行により、故意により第三者に損害を生じさせている。被告は、このような違法な業務執行に対して、監視監督義務を遂行する義務を負

うのであり、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律78条、平成17年法律第87号で削除された商法（以下「旧商法」という。）266条の3による責任を負うことになる。

(7) 被告の行為による損害額は、取引損金相当額が1億1190万円、弁護士費用が1120万円である。

原告は、訴外会社との取引により、一定の経済的価値のある株式を取得しているが、その額がいくらになるかは、被告において損益相殺として主張、立証すべきである。

(8) よって、原告は、被告に対し、旧商法266条の3又は不法行為に基づく損害賠償として、1億2310万円及びこれに対する最終不法行為時から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否及び被告の主張

請求原因(1)は認め、同(5)のうち、原告と応対した事実は認め、同(2)～(4)は不知である。原告の法律的主張は争う。

被告は、訴外会社から給与を受けていた（それも遅配になっていた。）のみで、役員会はなく、自分に何らの決定権はなかった。また、被告は、株式取引に対しては、何らの関与もない。

第3 当裁判所の判断

1 旧商法266条の3の成否

証拠（甲1～32、乙ハ1）及び弁論の全趣旨によれば、訴外会社の原告に対する未公開株式取引の勧誘から売込みにかけての取引は、公開を予定していない会社の株式や株式譲渡制限がある会社の株式を株式公開によって値上がりが見込めると称して売込みをしており、客観的な価値評価が困難な未公開株式を、その情報を入手する能力のない原告に対し、その価値を大きく上回る価格で譲渡しているのであるから、いずれも詐欺的な取引であり、訴外会社による原告との株式取引は、不法行為に該当するものということができる。

そして、弁論の全趣旨によれば、平成16年8月～平成17年3月の間、被告は訴外会社の取締役であった。上記のとおり、代表取締役の悪意により第三者に損害を負わせる職務行為を行い、それについて、被告が取締役として、取締役会を招集する等の手段によって、そのような違法な職務行為を監視監督をしていない（そのこと自体は、被告の自認するところである。）のであるから、被告については、第三者に対して、旧商法266条の3を根拠とした損害賠償義務を負うという結論になる。

なお、被告は、取締役会等を通じた取締役としての実権はなかったとか、給与を受給していたのみであると主張するが、上記の取締役の責任は、旧商法が、取締役に特別に負わせた責任であるから、取締役である以上、その責任を免れることはできず、この被告の主張は、上記判断を左右するものではない。

2 損害額

上記の詐欺的な取引によって、原告が出捐したのは、1億1190万円となり、一応、詐欺的な取引によって同額の損害を負っていたものと認めることができる。

そして、上述のとおり、旧商法266条の3による違法な職務行為は、詐欺的な取引であることに鑑みれば、この請求を行う上での弁護士費用1120万円も、相当因果関係のある損害であると認めることができる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第15部

裁判官 渡邊 弘

4 (別紙省略)

これは正本である。

平成18年9月21日

東京地方裁判所民事第15部

裁判所書記官 大久保良彦